

諮問庁：防衛大臣

諮問日：平成29年12月26日（平成29年（行情）諮問第518号）

答申日：令和元年5月27日（令和元年度（行情）答申第19号）

事件名：「教範類の保全について（通達）」等の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

「陸上自衛隊における教範類の保全，管理及びその細部要領等についての全ての訓令，規則，通達，通知，達，取扱要領その他の規定類並びにこれらの起案書を含む各原議一式」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき，別紙の1に掲げる6文書（以下，順に「文書1」ないし「文書6」といい，併せて「本件対象文書」という。）を特定し，開示した決定及び別紙の2に掲げる文書（以下「追加文書」という。）を追加して特定し，開示した決定については，本件対象文書及び追加文書を特定したことは，妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，平成28年2月8日付け防官文第1923号により防衛大臣（以下「防衛大臣」，「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について，その取消し，本件対象文書及び本件対象文書の全てに係る起案書を含む各原議の開示を求める。

2 異議申立ての理由

（1）異議申立書

ア 異議申立人は，平成27年12月21日付け行政文書開示請求書により，防衛大臣に対し，次の各文書について行政文書開示請求（本件開示請求）を行った。

（請求する行政文書の名称等）

「陸上自衛隊における教範類の保全，管理及びその細部要領等についての全ての訓令，規則，通達，通知，達，取扱要領その他の規定類並びにこれらの起案書を含む原議一式。」

イ 処分庁は，原処分により，本件対象文書を開示するとともに，本件開示請求に対し不開示とする部分はないとの決定を行ったが，開示文書にかかる起案書を含む原議一式（原議）については，これを開示す

る旨の決定を行わない。

各行政文書にかかる各原議が開示請求の対象となっていることは本件開示請求から明らかであるにもかかわらず、これを開示する旨を決定しなかったことは不開示の処分がなされたに等しい。

他方、原処分は各原議を開示請求文書として含む本件開示請求に対応するものであるところ、原処分は、この本件開示請求に対して、不開示とする部分がなく不開示とする理由もないということであるから、原議についても不開示とする理由はないのである。

ウ 本件について平成28年2月12日、処分庁宛てに電話にて問い合わせを行ったところ、応答した者は、原議については開示請求の対象とされていないと理解したと回答したため、異議申立人が、原議が開示対象文書として明記されていることを指摘したところ、後日担当者から電話をして回答させると述べたにもかかわらず、その後回答、説明はない。

(2) 意見書

異議申立人から、平成30年2月9日付け（同日收受）で意見書が当審査会宛て提出された（諮問庁の閲覧に供することは適当でない旨の意見が付されており、その内容は記載しない。）。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、本件開示請求に対し、本件対象文書を特定し、平成28年2月8日付け防官文第1923号により、開示決定処分（原処分）を行ったところ、原処分に対して異議申立てが提起されたものである。

2 異議申立人の主張について

異議申立人は、「処分庁は、原処分により、本件対象文書を開示するとともに、本件開示請求に対し不開示とする部分はないとの決定を行ったが、開示文書にかかる起案書を含む原議一式については、これを開示する旨の決定は行われず、各行政文書に係る各原議書が開示請求の対象となっていることは本件開示請求から明らかであるにもかかわらず、これを開示する旨を決定しなかったことは不開示の処分と等しく、原処分は本件開示請求に対して、不開示とする部分がなく不開示とする理由もないということであるから、原議についても不開示とする理由はないのである。」と主張し、原処分を取消し、本件対象文書に係る全ての起案書を含む原議書の開示を求めるものであるが、原処分にあたり、請求内容に合致する行政文書の探索を行ったところ、本件対象文書を特定したが、起案書を含む原議書については保有が確認されなかったことから原処分を行った。本件異議申立てを受け、確実に期すために再度本件対象文書の探索を行ったところ、本件

対象文書の文書1から文書5までに係る原議書（以下、順に「本件審査対象文書1」ないし「本件審査対象文書5」という。）については、本件開示請求時点において、保存期間が満了しており既に廃棄されていたため、不存在であったが、本件対象文書の文書6に係る原議書（以下「本件審査対象文書6」という。）について、追加文書を保有していることが確認されたことから、平成29年12月22日付け防官文第18446号により、改めて開示決定（以下「追加決定」という。）を行ったものである。

以上のことから、本件対象文書の文書6に係る原議書（本件審査対象文書6）については、改めて開示決定したが、それ以外の異議申立人の主張には理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|-------------|---------------|
| ① | 平成29年12月26日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 平成30年2月9日 | 異議申立人から意見書を收受 |
| ④ | 令和元年5月9日 | 審議 |
| ⑤ | 同月23日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、「陸上自衛隊における教範類の保全、管理及びその細部要領等についての全ての訓令、規則、通達、通知、達、取扱要領その他の規定類並びにこれらの起案書を含む各原議一式」（本件請求文書）の開示を求めるものである。

処分庁は、本件対象文書を特定し、その全部を開示する原処分を行ったところ、異議申立人は、開示を求めている文書が開示されておらず、存在するはずの文書（本件審査対象文書1ないし本件審査対象文書6）が特定されていない旨主張し、当該文書の開示を求めた。

これを受け、処分庁は、本件審査対象文書6に該当する文書として追加文書を特定し、開示する決定（追加決定）を行った。

異議申立人は、追加決定後も異議申立てを維持し、諮問庁は、原処分及び追加決定による文書の特定を妥当としていることから、以下、本件対象文書及び追加文書の特定の妥当性について検討する。

2 本件対象文書及び追加文書の特定の妥当性について

(1) 本件審査対象文書1ないし本件審査対象文書5について

ア 当審査会事務局職員をして本件審査対象文書1ないし本件審査対象文書5の保有の有無について諮問庁に確認させたところ、諮問庁の説明は次のとおりであった。

（ア）発令・発簡文書は、文書1ないし文書5が制定された当時の陸上

自衛隊文書管理規則（平成13年陸上自衛隊達32-19号。以下「旧規則」という。）46条の規定により、保存期間は当該文書の発簡月日の属する暦年の翌年の1月1日から起算するものと定められており、また、同条の規定により定められた「文書保存期間基準（別紙第21（第46条関係）」（以下「保存期間基準」という。）の保存期間に従って保存することとされていた。

- (イ) 本件審査対象文書1及び本件審査対象文書2は、保存期間基準により保存期間10年と定まっており、起算日が平成14年1月1日であったことから、当該各文書は、当時、「移管・廃棄簿」にある行政文書ファイル名「平成13年保全関係（10年保存）」につづって保存し、「移管・廃棄簿」の記録を踏まえると保存期間満了後の平成23年12月31日に廃棄したと考えられる。
 - (ウ) 本件審査対象文書3及び本件審査対象文書4は、保存期間基準により保存期間10年と定まっており、起算日が平成16年1月1日であったことから、当該各文書は、当時、「移管・廃棄簿」にある行政文書ファイル名「平成15年発簡文書（10年）」につづって保存し、「移管・廃棄簿」の記録を踏まえると保存期間満了後の平成27年3月31日に廃棄したと考えられる。
 - (エ) 本件審査対象文書5は、保存期間基準により保存期間1年と定まっており、起算日が平成19年1月1日であったことから、当該文書は、当時、「移管・廃棄簿」にある行政文書ファイル名「平成18年発簡文書」につづって保存し、「移管・廃棄簿」の記録を踏まえると保存期間満了後の平成19年12月31日に廃棄したと考えられる。
 - (オ) 本件異議申立てを受けて、関係課及び文書保管庫の探索を実施したが、本件審査対象文書1ないし本件審査対象文書5の存在は確認できなかった。
- イ 諮問庁から旧規則の提示を受け、当審査会において確認したところ、旧規則46条1項には、「行政文書の保存期間は、当該文書の内容に対応する別紙第21に掲げる基準により30年、10年、5年、3年、1年及び1年未満とし、その保存期間は、発令・発簡文書においては当該文書の発令（簡）月日の、その他の作成文書においては作成月日の、それぞれ属する暦年の翌年の1月1日から起算するものとする。」と記載され、また、保存期間基準の定めには、「例規的な通達類で10年保存を必要とするもの」の保存期間は10年、「許認可等をするための決裁文書」等と同程度の保存期間を必要とするもの（30年保存、10年保存、5年保存及び3年保存に該当するものを除く。）の保存期間は1年と記載されていることが認め

られる。

また、諮問庁から文書1ないし文書5の提示を受け、当審査会において確認したところ、文書1の発簡日には「13. 1. 12」、文書2の発簡日には「13. 3. 5」、文書3及び文書4の発簡日には「15. 2. 25」、文書5の発簡日には「18. 3. 20」とそれぞれ記載されていることが認められる。

そうすると、本件審査対象文書1及び本件審査対象文書2は、起算日が平成14年1月1日、保存期間が10年、本件審査対象文書3及び本件審査対象文書4は、起算日が平成16年1月1日、保存期間が10年、本件審査対象文書5は、起算日が平成19年1月1日、保存期間が1年と考えられる。

さらに、諮問庁から「移管・廃棄簿」の提示を受け、当審査会において確認したところ、次のような記載が認められる。

(ア) 本件審査対象文書1及び本件審査対象文書2がつづられていたとする行政文書ファイル名「平成13年保全関係(10年保存)」の「起算日」欄には「2002年1月1日」、
「保存期間」欄には「10年」、
「保存期間満了時の措置結果」欄には「廃棄」、
「移管日・廃棄日」欄には「2011/12/31」とそれぞれ記載されている。

(イ) 本件審査対象文書3及び本件審査対象文書4がつづられていたとする行政文書ファイル名「平成15年発簡文書(10年)」の
「起算日」欄には「2004年1月1日」、
「保存期間」欄には「10年」、
「保存期間満了時の措置結果」欄には「廃棄」、
「移管日・廃棄日」欄には「2015/3/31」とそれぞれ記載されている。

(ウ) 本件審査対象文書5がつづられていたとする行政文書ファイル名「平成18年発簡文書」の「起算日」欄には「2007年1月1日」、
「保存期間」欄には「1年」、
「保存期間満了時の措置結果」欄には「廃棄」、
「移管日・廃棄日」欄には「2007/12/31」とそれぞれ記載されている。

ウ 以上を踏まえると、本件審査対象文書1ないし本件審査対象文書5の保存期間、その起算日及び廃棄日は、諮問庁の上記アの説明のとおりであり、当該各文書は、保存期間満了により廃棄されたとする諮問庁の説明は、不自然、不合理とはいえず、当該説明を覆すに足る事情も認められない。また、これに加え、文書探索の範囲及び方法も不十分であるとは認められず、当該説明を是認せざるを得ない。

(2) 本件審査対象文書6について

諮問庁から文書6及び追加文書の提示を受け、当審査会において確認

したところ、追加文書が本件審査対象文書 6 に該当すると認められ、その内容に照らし、追加文書以外に文書 6 の原議書が存在するとは考え難く、追加文書以外に本件審査対象文書 6 を保有しているとは認められない。

(3) したがって、防衛省において、本件対象文書及び追加文書以外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

3 付言

本件諮問については、諮問庁から理由説明書の提出を受けた後に、当審査会が審議するに当たって確認が必要であった事実関係等に係る追加的な説明を複数回にわたり求めたにもかかわらず、長期間回答がなされない状況が続いた。

このような諮問庁の対応は、当審査会の審議に多大な支障を生じさせ、「簡易迅速な手続」による処理の妨げとなるものである。

諮問庁においては、今後、開示決定等に対する不服申立事件における処理及び当審査会に諮問した事件につき、迅速かつ的確な対応が望まれる。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書及び追加文書を特定し開示した決定については、防衛省において、本件対象文書及び追加文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書及び追加文書を特定したことは、妥当であると判断した。

(第 4 部会)

委員 山名 学, 委員 常岡孝好, 委員 中曾根玲子

別紙

1 原処分において特定された文書（本件対象文書）

文書1 教範類の保全について（通達）（陸幕訓第4号。13. 1. 12）

文書2 教範類の管理の細部要領について（通達）（陸幕訓第24号。13. 3. 5）

文書3 「教範類の保全について（通達）」の一部変更について（通達）（陸幕訓第16号。15. 2. 25）

文書4 「教範類の管理の細部要領について（通達）」の一部変更について（通達）（陸幕訓第17号。15. 2. 25）

文書5 平成18年度教範類総括表について（通知）（陸幕教訓計第12号。18. 3. 20）

文書6 教範類の管理について（通達）（教訓計臨第5号）（陸幕教訓計第33号。18. 4. 20）

2 追加決定において特定された文書（追加文書）

教範類の管理について（通達）（教訓計臨第5号）陸幕教訓計第33号。18. 4. 20）（原議書）